

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 「保険子会社のオペレーティング・リース業務」に係る改正（29年9月28日）
保険子会社の業務として、地方の公共施設等の整備・運営における、不動産オペレーティング・リースの解禁に係る改正を行ったもの（29年9月28日より適用）
- (2) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）
「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの（30年2月6日より適用）。

第2節 保険会社の概況

I 平成30年3月期決算状況

1. 生命保険会社（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、外債の積み増しなどにより利息及び配当金等収入が増加したことなどから、3兆5,833億円（前年度は3兆3,896億円）と1,937億円増加した。

当期純利益（純剰余）は、追加責任準備金の積立てなどにより臨時損益が前年度に比べ減益となったものの、基礎利益が増加したことなどから、1兆5,843億円（前年度は1兆3,947億円）と1,896億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末と比較して上昇した（全社平均967.5%（前年度比+2.7%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

国内外で発生した自然災害（北米ハリケーンや国内台風等）の損害の影響等により、経常利益は、8,457億円（前年度は8,919億円）と461億円減少したものの、特別利益が前年度に比べ増加したことなどから、当期純利益は、6,919億円（前年度は6,538億円）と381億円増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末と比較して上昇した（全社平均760.0%（前年度比+17.7%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において業務提携・統合・合併等の動きがみられる。

なお、30年6月末現在における会社数は、生命保険会社40社、外国生命保険会社1社、損害保険会社30社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社13社である。

2. 主要会社の再編等

(1) 29年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
・ <u>AIU 損害保険株式会社</u> ・ 富士火災海上保険株式会社	・ AIG 損害保険株式会社	30年1月1日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(2) 29年7月以降、以下のような日本法人の現地法人化が行われた。

旧保険会社名	新保険会社名	移行日
カーディフ・アシュアランス・ヴィ	カーディフ生命保険株式会社	30年4月1日
カーディフ・アシュアランス・ リスク・ディヴェール	カーディフ損害保険株式会社	30年4月1日
アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス	アフラック生命保険株式会社	30年4月2日

3. 新規参入について

(1) 29年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
スチームシップ・ミューチュアル・アンダー ライティング・アソシエーション・リミテッド	29年12月1日	外国損害保険業

(2) 29年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可が行われた。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アフラック・ホールディングス・エルエルシー	29年12月1日	保険持株会社
楽天インシュアランスホールディングス株式 会社	30年6月29日	保険持株会社

第3節 保険会社に対する金融モニタリング

平成 29 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、長寿化に伴う退職後の生活資金確保が国民共通の課題となる中、顧客が自らのリスク許容度やライフプランに応じ、様々な金融商品から適切に選択できる環境整備の重要性が高まっていることから、資産形成を主たる目的とする貯蓄性保険の商品固有の特性・リスクについて分析を行った。

さらに、金融機関代理店において、投資信託等と並び販売されている貯蓄性保険、特に現在販売額が増加傾向にある外貨建保険について、各保険会社の顧客本位の業務運営方針に基づく業務実態のモニタリングを実施した。

加えて、乗合代理店における比較推選に偏りが生じないよう、代理店に支払う代理店手数料(募集手数料及びインセンティブ報酬)を、代理店の役務やサービスの質を的確に反映し、顧客に適切に説明できる合理的なものとしているかについて、対話を実施した。

また、地球温暖化に伴う気候変動等により、水害等の自然災害の頻発化、激甚化が懸念される中で、損害保険会社における自然災害リスク・再保険管理の手法についてヒアリングを行った。

さらに、国内において低金利環境が継続している中での生命保険会社の資産運用の高度化等の取組みについて対話を行った。併せて、大手生命保険会社におけるスチュワードシップ活動の取組みについて、「スチュワードシップ責任」を適切に果たすよう促した。

加えて、我が国の生産年齢人口の減少等による国内保険市場の縮小の可能性や、長寿化による医療・介護負担の増加、デジタルイゼーションや自動運転技術の進展等に伴う新たな保険ニーズの出現等、経営環境の変化に対応した、新たな商品・サービスの開発に関して、金融庁としても前向きに対応を行った。

また、近年、大手保険会社を中心に海外進出が増加していることを踏まえ、各社の海外事業の中長期的な事業戦略の策定状況や、海外拠点管理の実効性等について実態把握を行った。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成 30 事務年度)」(30 年 9 月 26 日公表)を参照。

第4節 保険会社に係る財務基準等

標準生命表の改定

生命保険会社の経験死亡率及び国民死亡率の改善状況等を踏まえ、公益社団法人日本アクチュアリー会が作成した標準生命表の改定案について検証を行い、平成29年8月、告示の改正を行った。なお、改定された標準生命表は、30年4月1日以降に締結する保険契約から適用されている。

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行ったほか、保険会社の商品部長との意見交換（平成29年9月、30年5月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（30年2月）を行った。また、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」の策定（30年2月、6月）及び業界周知を行い、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図った。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-6-1参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から12年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、29年度決算の集計をみると、契約件数、収入保険料、当期純利益のいずれも増加している。

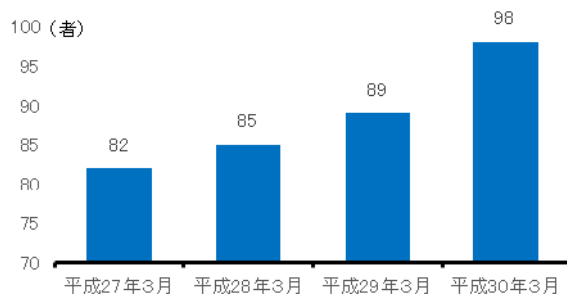
「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年4月1日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年2月6日）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。同事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。

なお、オンサイトモニタリングについては、少額短期保険業者7業者に対し実施した。

また、同事務年度においては、株式会社メモリード・ライフとNP少額短期保険株式会社の合併を認可（存続会社は株式会社メモリード・ライフ）、新規に9業者を登録したことから、30年6月末現在の業者数は、98業者となった。

少額短期保険業者数推移



平成30年3月期 決算概要

	30年3月期	29年3月期	増減(比)
契約件数	9,854千件	8,680千件	+13.5%
収入保険料	924億円	815億円	+13.4%
当期純利益	30億円	25億円	+20.8%

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-7-1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。29事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。